騒音に係る規制基準 H29.1.4

	坐十			П29.1.4
	左記の区分に対応する規制基準(単位デシベル)			
区域の区分	昼間 (午前8時から午後7時 まで)	朝夕 (午前6時から午前8時 まで及び午後7時から午 後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午 前6時まで)	都市計画法による 用途地域区分
第1種区域	45	40	40	都市計画法第8条第1項第1号に 掲げる第1種低層住居専用地域及 び第2種低層住居専用地域
第2種区域	55	45	40	都市計画法第8条第1項第1号に 掲げる第1種中高層住居専用地 域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域 及び準住居地域
第3種区域	65	60	50	都市計画法第8条第1項第1号に 掲げる近隣商業地域、商業地域及 び準工業地域
第4種区域	70	65	63	都市計画法第8条第1項第1号に 掲げる工業地域及び工業専用地域(当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。)
その他の区域	60	55	50	上記の区域を除くすべての地域

⁽¹⁾ 第1種区域又は第2種区域に接する第4種区域の当該接する境界線から当該第4種区域内へ50メートルの範囲内における基準は、 上の表の第4種区域の基準にかかわらず昼間65デシベル、朝夕60デシベル、夜間55デシベルとする。

⁽²⁾ 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず同表に掲げるそれぞれの基準(第2種区域の夜間の基準を除く。)から5デシベルを減じた値とする。